

平成20年度における随意契約の見直し状況のフォローアップについて

平成21年8月

国立大学法人群馬大学

1. 随意契約見直し計画の概要

随意契約見直し計画については、国立大学法人群馬大学の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち帰り、平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等による契約に移行することとしたものである。

2. フォローアップの結果

平成20年度実績は平成18年度実績に比較して、

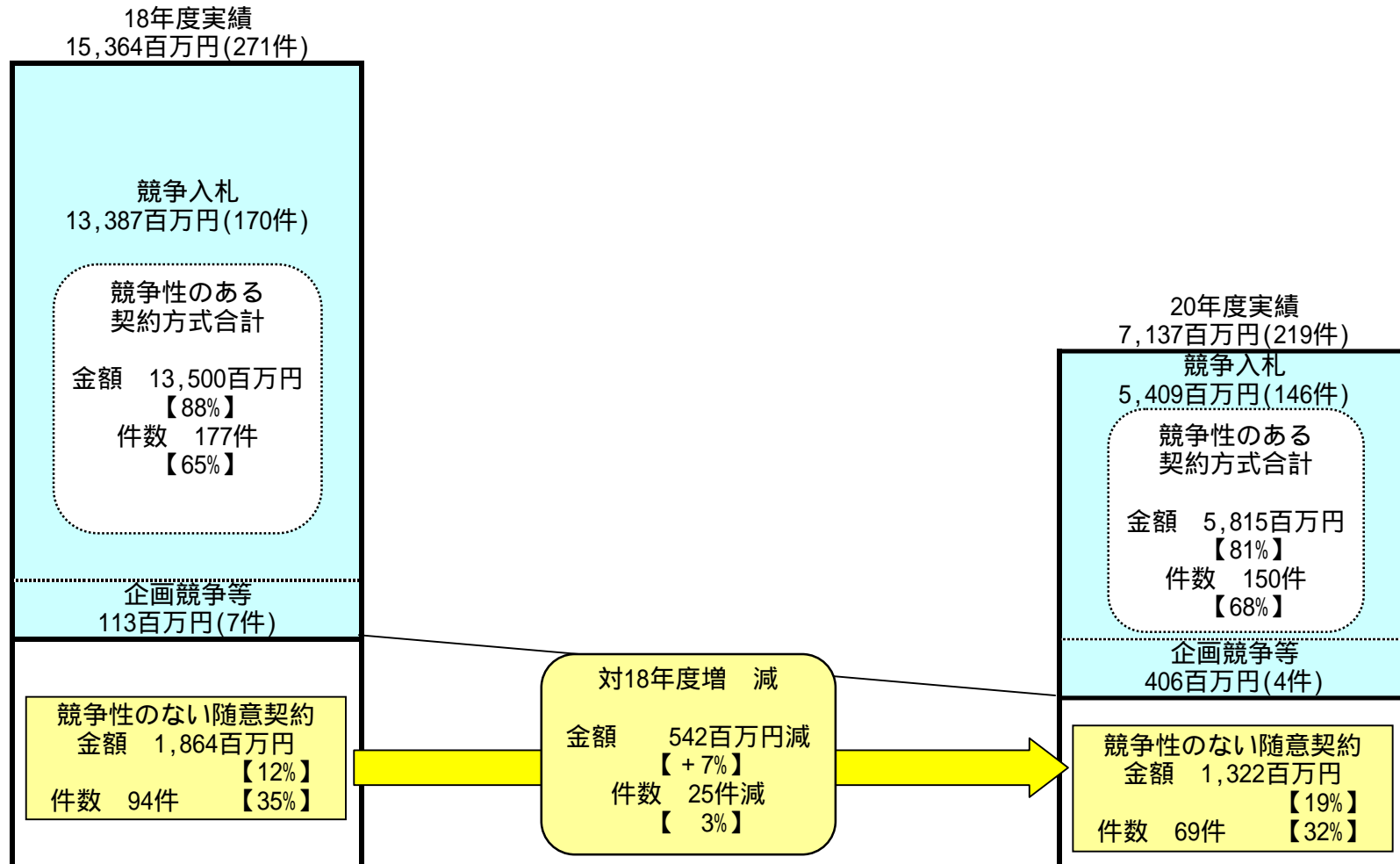
競争性のある契約方式においては、金額で約7,685百万円、件数で27件それぞれ減少

競争性のない随意契約においては、金額で約542百万円、件数で25件それぞれ減少

している。

平成20年度における競争性のある契約方式の状況

18年度実績では、金額で約1,864百万円、件数で94件であった「競争性のない随意契約」が、20年度実績においては、金額で約542百万円、件数で25件それぞれ減少している。

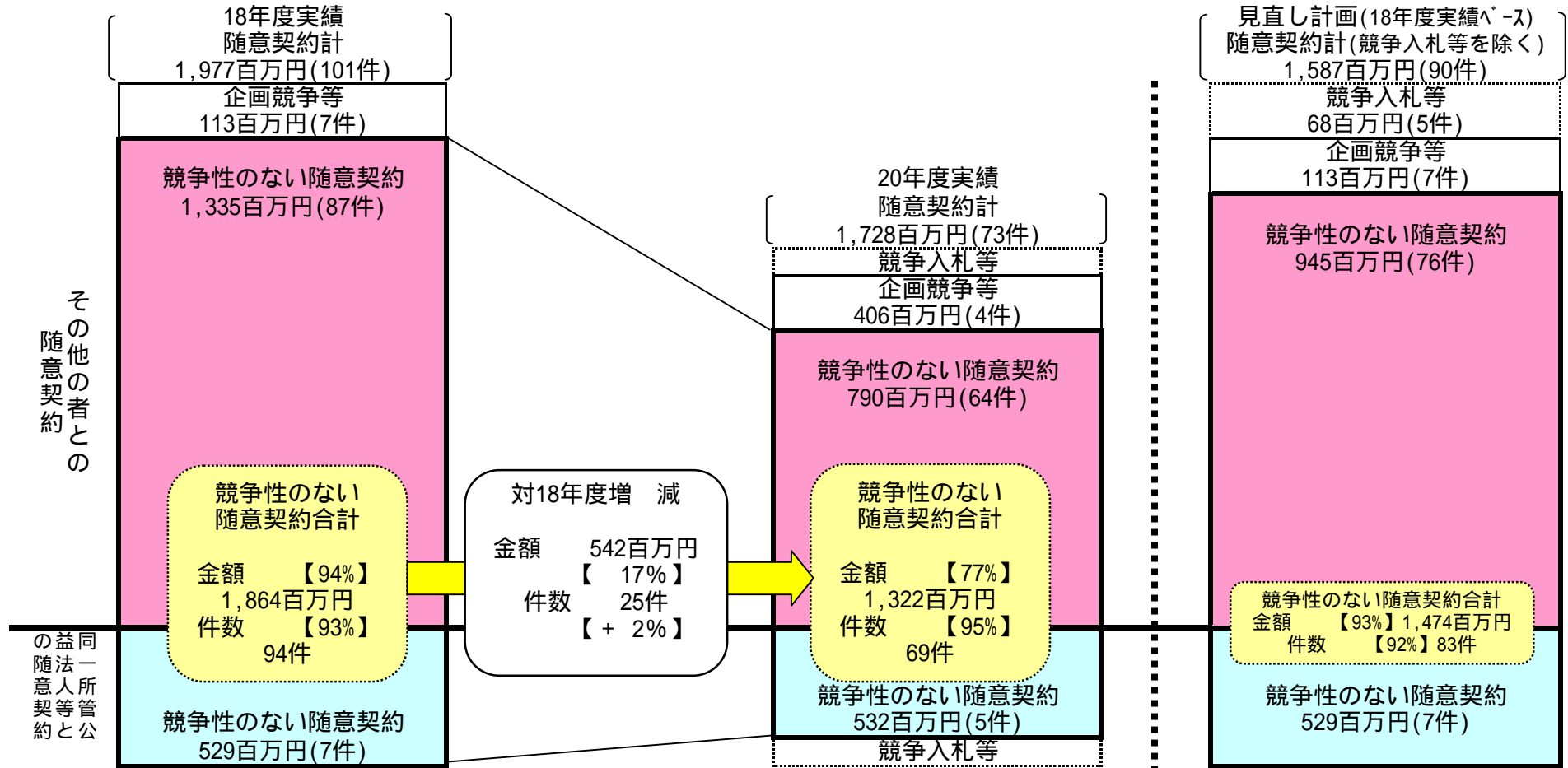


(注) 図中の「企画競争等」は不落・不調随契，企画競争及び公募を実施したものである。

(注) 図中の【】書は，当該年度における「競争性のある契約方式」又は「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合である。

平成20年度における随意契約の状況

18年度実績は、「随意契約見直し計画」を策定した前年度であり、19年度末から見直しを進めてきたところであるが、「競争性のない随意契約」が、18年度実績に比して約542百万円（25件）減少し、随意契約全体に占める割合では、約17%（金額ベース）減少している。



(注) 図中の「企画競争等」は不落・不調随契，企画競争及び公募を実施したものである。

(注) 図中の【】書は，当該年度における「競争性のない随意契約」の随意契約全体に占める割合である。